#### 広報し しもだ

# ごみの野焼きは禁止されています

ど煙害や悪臭により近隣の方々に大変な ますので、絶対にやめましょう。 などの発生や周囲への延焼の危険もあり 迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン ない」、「洗濯物が臭くなって困る」な や静岡県生活環境の保全等に関する条例 きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律 みを屋外で焼却する行為、いわゆる野焼 ドラム缶などで家庭や事業所から出るご により、一部を除き禁止されています。 皆が気持ちよく生活していけるよう、 野焼きは、「煙や臭いで窓を開けられ 地面に穴を掘ったり、ブロック積みや

こ理解とご協力をお願いします

# ◎禁止の例外とは

災害予防、災害応急対策、復旧のため に必要な焼却(防災訓練など) うために必要な焼却

国又は地方公共団体が施設の管理を行

- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うた めに必要な焼却(どんど焼きなど)
- 農林業者が作業に伴って行うやむを得 ないものとして行う焼却
- 焚き火などで軽微な焼却

では焼却しないなど周囲に迷惑を掛けな 風向き、時間帯に気を付け、住宅の近く やめていただくことがあります。 いように十分注意してください なっていると判断されるときは、 これらの焼却でも近隣の方々に迷惑と 天候や 焼却を

できません。 ノラスチック、油などを含む物の焼却は また、農林業者だからといって、ゴム、

なお、家庭菜園は農業ではありません。

# ◎罰則について

科せられることがあります。 は3億円以下)の罰金、又はその両方が ていると判断されたときは、5年以下の 罰則が明記されています。法律に違反 懲役若しくは1千万円以下(法人の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に

## ◎お願い

問合せ先 出せるものはできる限り出してください。 苦情がありますので、燃えるごみの日に 禁止の例外とされている焼却であって 住宅地に近い田畑で行われる焼却は 環境対策課 **数**22213

## 生ごみ処理機購入費に 補助が受けられます

として、生ごみ処理機の購入費補助制 があります。 家庭から出る生ごみを減らすことを目的 市では、ごみの減量が求められるなか、

# 対象となる条件

①下田市に住民登録があり、下田市内で 機器を利用する人

②下田市内の販売店で購入した機器 対象機器 機械式生ごみ処理機

中古の機器は対象外)

#### 補助金額

※限度額は2万円となります 購入金額の2分の1を限度に補 助

対象台数 1世帯につき1台まで

### 申請書類

きます。 市のホームページからもダウンロードで 民課(窓口②)に備え付けてあるほか、 補助金申請にかかる書類は、 市役所市

#### その他

◎過去に補助を受けたことのある世帯の ◎予算がなくなり次第、 とはできません。 方は、5年間は新たに補助を受けるこ 受付終了します。

問合せ先 環境対策課 **数**22213